

位置づけ



民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の公務員で、児童委員を兼ねます。民生委員の中から厚生労働大臣により指名された者が主任児童委員となります。

任期は3年、無給のボランティアとして、地域住民の立場に立って皆様の暮らしを支援しています。

役割

高齢者・障がいのある方・子育て世帯など、生活のことでお悩みの方の身近な相談窓口です。必要な場合は、行政や関係機関とのパイプ役となります。

民生委員・児童委員、主任児童委員は民生委員法で守秘義務が課されています。個人の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

民生委員の活動例

- *市の依頼で高齢者の実態調査を行った。
- *社会福祉協議会と協力して配食サービスを行った。
- *ひとり暮らし高齢者のお宅を訪問し、元気な姿を確認した。
- *地区民児協定例会で支援活動について情報交換した。

児童委員・主任児童委員の活動例

- *虐待の疑いのある子どものことで市役所に相談した。
- *児童の登校時間に子ども見守りボランティアを行った。
- *子育てサロンで子どもの育て方について相談にのった。
- *保育園や学校との交流会に参加した。

※次のような支援は
民生委員・児童委員は
行うことができません。

*経済的支援(お金を貸す、食事を提供する、契約の保証人になる等)

*継続した日常的活動の代行(買い物、ごみ捨て、送迎、除雪等)

*利害得失や係争等に関わること

